

令和9・10年度

川崎市競争入札参加資格審査申請（業者登録）の継続申請のお知らせ

令和9・10年度競争入札参加資格審査申請（業者登録）の申請について

インターネット（入札情報かわさき内の[業者登録システム]）での申請となります。

必要書類については、令和7・8年度競争入札参加資格審査申請と同様

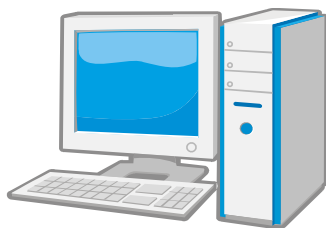
書類提出用LoGoフォーム

から、電子データにて御提出ください。

書類提出用LoGoフォームについて

川崎市簡易版電子申請サービス（LoGoフォーム）は、ID・パスワードの入力することなくどこからでも利用することができます。ただし、申請履歴や審査状況を確認する「マイページ」の機能はありません。

書類提出用LoGoフォームのURLについては、8月頃に送付するお知らせに記載し、入札情報かわさきにも掲載します。



【申請期間】
業者登録システムの申請入力

令和8年9月1日（火）から10月2日（金）まで

※ LoGoフォームでの書類の提出期間も同様です。

※ インターネット接続環境がない場合は、契約課窓口で配布する紙申請用の書類と併せて郵送での申請となります。やむを得ず、郵送による場合も10月2日（金）までに御提出ください（当日消印有効）。紙申請用の書類は、8月下旬頃から川崎市役財政局契約課で配布予定です。



申請期間を過ぎたものについては、一切受付をいたしません。



申請にあたっては、必要書類が不足していると、業者登録ができません。
必要書類の準備はお早めをお願いいたします。



上記期間内に継続申請を行わないと最短でも令和9年5月1日からの登録になります。そのため令和9年度における年度当初の契約の入札に参加できません。（WTO案件除く。）

業者登録の問い合わせ先

川崎市役所財政局資産管理部契約課

（土木契約係）044-200-2098 （建築契約係）044-200-2100

（委託契約係）044-200-2097 （物品契約係）044-200-2091

（調整係）044-200-3695

FAX：044-200-9901 E-mail 23keiyak@city.kawasaki.jp

※ 業者登録手続きの担当部署等が異なる場合は、お手数ですが担当部署へ転送して下さるようお願いいたします。

令和9・10年度競争入札参加資格申請における注意点

提出書類の改正・廃止及び新設について

令和9・10年度の川崎市競争入札参加資格審査申請から、提出いただく書類のうち、下記書類について、改正・廃止及び新設をしています。様式の詳細は、8月中旬頃に入札情報かわさきに掲載します。

① 競争入札参加資格審査申請書(誓約書)兼使用印鑑届【改正】

令和7・8年度までの「川崎市競争入札参加資格審査申請書(誓約書)」と「使用印鑑届及び委任状」を統合する改正を行っています。改正前の様式での受付は行いませんので、御注意ください。

② 会社概要【廃止】

令和9・10年度から様式を廃止し、提出不要とします。

③ 財務諸表【改正】

直前決算2期分の提出から直前決算1期分の提出へと改正しています。
業者登録システムの経営情報入力画面では、直前々年度分の総売上高の入力が必須項目となるため一律「0円」と入力ください。直前々年度分の総売上高に「0円」以外の入力がある場合は、「0円」に修正します。

④ 主観評価項目関係資料【改正・新設】

※市内及び準市内の登録希望業者で該当する場合のみ

- ・障害者の雇用状況届出書を提出する場合、併せて確認書類の提出を必要とする改正を行っています。
- ・災害時における川崎市との協力体制(災害協定)届出書(誓約書)から、災害時における川崎市との協力体制(防災協力事業所)の欄を削除する改正を行っています。
- ・災害時における川崎市との協力体制(防災協力事業所)届出書(誓約書)の様式新設を行っています。

⑤ 川崎市内にある事務所の実態調査についての誓約書及び同意書【改正】

※市内及び準市内の登録希望業者で該当する場合のみ

会社概要の様式廃止に伴い、委任先として設定していない川崎市内の営業所等の名称・所在地の記載欄を追加する改正を行っています。

経営規模等評価結果通知書の取扱いについて

【工事】の業種「軽微」を除く各業種に登録を希望される方に提出が必要な「経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)」の写しについて、令和9・10年度川崎市競争入札参加資格審査申請の継続申請では、申請期間終了後の令和8年10月3日以降、提出済の当該書類の差替えは受け付けませんので、御注意ください。

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入確認書類の取扱いについて

【工事】の業種「軽微」を除く各業種に登録を希望される方で、有効期間内の建設業許可証を提出された場合は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入確認書類(以下、「保険加入確認書類」という)の提出を不要とします。

従前は、保険加入確認書類について、【工事】の業種「軽微」を除く各業種に登録を希望される方に対し、「経営規模等評価結果通知書」の写しの雇用保険及び社会保険の欄が「有」になっている場合は提出不要としておりましたが、令和8年7月1日に予定される経営事項審査の改正により、「経営規模等評価結果通知書」から社会保険等の加入の項目が削除されることに伴い、取り扱いを上記のとおり変更します。